

～肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変の医療を受けられている方へ～

肝がん・重度肝硬変医療費助成のご案内

兵庫県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の方の、入院医療費の自己負担額を1万円に軽減する制度を平成30年12月より実施しています。令和3年4月1日より肝がんの通院医療費についても同様に助成対象となっています。（医療機関において対象医療が高額療養費限度額に達した月が当該月を含む直近24月で1月以上である場合であって、県が定める指定医療機関において入院・外来関係医療を受けた月が対象です。）

対象者

兵庫県内に住所を有する方で、以下のすべての要件に該当する方

- ① 対象となる疾患（B型・C型ウイルス性肝炎による重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ）・肝がん）と診断されている方
- ② 下表の年齢区分に応じて、それぞれ同表の階層区分に該当する方

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分がエ又はオに該当する方
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている方
75歳以上（注）	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている方

（注）65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している方のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割とされている方を含む。

- ③ 医療機関において、肝がん・重度肝硬変による医療費が高額療養費限度額に達した月が給付を受けようとする月を含む直近24月において1月以上である方
- ④ 各種医療保険法のいずれかに加入している方
- ⑤ 国の治療研究の参加に同意された方

助成対象費用

次の項目のすべてを満たす医療がおこなわれた際に、対象医療費の月々の自己負担額を1万円

までとします。（国が定めた統一基準です。）

- ① B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の方に対して行われる入院関係医療・肝がん外来医療（肝がん・重度肝硬変医療及び当該医療を受けるために必要となる検査料、その他当該医療に関係する入院・外来医療で保険適用となっているもの）であること
- ② 医療機関において、当該医療の行われた月を含む直近24月以内に、肝がん・重度肝硬変関係医療を受けた月が1月以上ある場合であって、県が定める指定医療機関において関係医療を受けた月であること

申請窓口

お住まいの地域	提出先
① 神戸市	最寄りの区役所保健福祉課
② 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、	各市の肝炎治療医療費助成担当課

③ 上記①、②を除く市町

最寄りの健康福祉事務所（保健所）

助成申請の流れ

1 医療記録票の取得

肝がん・重度肝硬変による医療費が高額療養費限度額に達した1月目に、受診先の医療機関から「医療記録票(様式13-1号)」を受け取る。もしくは「医療記録票(様式13-2号)」並びに13-2号に添付する書類(領収書及び診療明細書等)を取得する。

2 申請・交付

「医療記録票」に当該月を含む直近24月において1月以上対象の関係医療費が高額療養費限度額に達したことが分かる記載がされたら、お住まいの地域の県健康福祉事務所・市保健所等の窓口申請書類を提出する

3 自己負担額の軽減

指定医療機関で対象医療を受ける際、毎回、被保険者証とともに「参加者証」と「医療記録票」を提示してください。

県が定める指定医療機関において、対象医療が高額療養費限度額に達した月が当該月を含む直近24月で1月以上である場合の2月目以降に、対象医療費の月々の自己負担額が1万円(月額)までとなります。

申請に必要な書類

みなさんにご提出いただく必要があるもの

- ① 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(様式1号)
- ② 臨床調査個人票及び同意書(様式2号)
- ③ 医療記録票の写し等(様式13-1号、13-2号並びに13-2号に添付する書類(領収書及び診療明細書等))
- ④ 肝炎治療月額管理票(核酸アナログ製剤治療について受給者証をお持ちの場合)

※加入医療保険の保険者が市町及び国民健康保険組合の方は保険照会にかかる同意書が必要です

①～③に合わせて **70歳未満の方**にご提出いただく必要があるもの

- ⑤ 被保険者証(健康保険証)の写し
- ⑥ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ⑦ 申請者の住民票の写しくコピー不可

①～③に合わせて **70歳以上の方**にご提出いただく必要があるもの

- ⑤ 「被保険者証(健康保険証)と高齢受給者証の写し」 **もしくは** 「後期高齢者医療被保険者証の写し」

高額療養費の適用区分が「**一般**」にあたらぬ方**に**⑥と合わせてご提出いただく必要があるもの

- ⑥ 申請者の住民票の写しくコピー不可
- ⑦ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し

高額療養費の適用区分が「**一般**」にあたる方**に**⑥と合わせてご提出いただく必要があるもの

- ⑥ 世帯全員(申請者と同保険に加入している者のみで可)の住民票の写しくコピー不可
- ⑦ 申請者と同保険に加入している世帯全員の市町民税課税年額(または非課税)を証する書類

制度に関する詳細や、申請書類の様式を県のホームページで公表しております。是非ご覧ください。

兵庫県 肝がん医療

検索



《作成元》〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県保健医療部疾病対策課 がん対策班
☎078-341-7711 (内線3237、3285)


兵庫県
Hyogo Prefecture